山家駐在所だより

令和8年11月号

筑紫野警察署
〒929－0110

～不法投棄の発生について～

山家駐在所管内の、国道200号線（冷水峠）及び山家管内の道路沿いにゴミ等が不法投棄される事案が発生しています。

○ 他人の土地や道路へのゴミ捨ては、不法投棄であり、廃棄物処理法違反に該当します。

○ 不法投棄をしている人物や、不法投棄をしそうな怪しい人物を発見した場合、車のナンバーや特徴などを110番通報してください。

○ 不法投棄している人物がいない場合でも、ゴミが不法投棄されているのを発見したら、110番通報してください。



○ 廃棄物処理法違反（不法投棄）

5年以下の懲役（または拘禁刑）若しくは1，000万円以下の罰金又は併科（個人の罰則）

～野焼き【野外焼却の禁止】について～

廃棄物の野焼きは原則禁止です。

家庭ごみ、プラスチック、事業系ごみなどを、ドラム缶や素掘りの穴、基準を満たさない焼却炉などで燃やす行為は禁止されています。

不完全燃焼によるダイオキシン類の発生や、悪臭・健康被害、火災などの原因になるため、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」により原則禁止されています。

一部地域で、剪定後の木々や家庭ごみ等を燃やしている方がいるようです。

筑紫野市のルールに従い、分別の上、正しいゴミ出しを行ってください。

みんなが気持ちよく過ごすためのルールをしっかりと守っていきましょう。